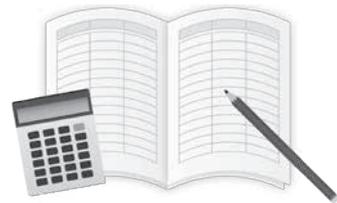


# 所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに



添付書類に不足がある場合や、事業・農業・不動産等の所得がある方で、収支内訳書の作成がされていない場合は、相談日に申告をお受けすることができないことがあります。

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡(源泉徴収がある口座)に係る所得について、所得税と異なる方式で個人住民税申告をされる方は、住民税申告の際に所得税申告書の写しをご持参ください。

本村に住所のない方は、住所地の申告会場または、津島会場(商工会議所)にて申告してください。



**2月16日(金)～3月15日(木)**  
午前8時30分～正午、午後1時～5時

## 確定申告の相談日程

日 程		会 場
2月 16日(金)	※地区指定なし	飛島村役場 2 階 第3会議室
19日(月)	元 起・竹之郷	
20日(火)		
21日(水)		
22日(木)		
23日(金)	松之郷・渚・梅之郷	
26日(月)		
27日(火)		
28日(水)	※地区指定なし、東海税理士会による無料相談あり	
3月 1日(木)	服 岡・三 福	
2日(金)		
5日(月)	※地区指定なし	
6日(火)		
7日(水)		
8日(木)		
9日(金)	※地区指定なし	
12日(月)	古政・新政・木場	
13日(火)		
14日(水)		
15日(木)		
2月 16日(金)	商工会 青色決算指導	産業会館 1階会議室
20日(火)		
28日(水)		

- ※1. 地区の日程でご都合の悪い場合は、別の日にお出かけください。
- ※2. 今年度は**2月22日(木)及び28日(水)**は東海税理士会津島支部による無料税理士相談ができます。  
なお、相談時間は午前9時30分～正午、午後1時～**4時**です。
- ※3. 商工会の相談は、午前9時30分～午後3時30分です。